

令和8年10月22日

入札参加事業者 様

集中管理公用車リース契約（乗車定員8人以上）の入札に対する質疑の回答

標記の件について、下記の質疑がありましたので回答します。

記

（質疑については原文のままで記載しています。）

【質疑】	【回答】
① 持ち込みによる入札書の提出は可能でしょうか。	① 可能です。
② 付属品について、仕様書記載の性能・規格を満たす場合、メーカー純正品に限らず社外品（汎用品）での対応も可能との認識でよろしいでしょうか。	② 社外品（汎用品）でも可能です。
③ 付属品について、「ツール（工具・保安用具）セット」に関しまして、必要な用具を具体的にご教授いただけますでしょうか。	③ 三角表示灯（紫色 LED 表示灯可）、発煙筒（LED 信号灯可）、懐中電灯、輪止め 2 個になります。仕様書でも具体的な表記に変更しました。
④ 仕様書記載の「バックカメラ」について、車両周囲及び後方の映像確認が可能なアラウンドビューモニターを装備する場合、同等以上の性能を有するものとして対応可能でしょうか。	④ 対応可能です。
⑤ 看板（ステッカー）の想定画像もしくは写真をご共有いただけますでしょうか。	⑤ ホームページ上で掲載します。
⑥ メンテナンス内容の「タイヤ保管」につきまして、弊社メンテナンス契約に含める場合、添付資料のとおりタイヤ保管覚書の締結が必要となります。こちらについて問題ございませんでしょうか。	⑥ 本契約に必要な手続きであれば問題ありません。
⑦ 入札提出書類の「ウ、委託費内訳書（任意様式）」に関しまして、提出する書類は、見積内訳書という認識でよろしいでしょうか。	⑦ ご認識の通りです。

⑧ 仕様書記載の「12 その他 (3)」について、連絡先は車内への貼付、または資料として車内に保管する方法のどちらを想定されていますでしょうか。弊社書式でのご案内でよろしいでしょうか。 ⑨ 契約書 (案) 内容に関しまして、下記は誤記でしょうか。 第 14 条 (4) : 「受注者」 第 20 条 2 と第 22 条 : 「甲」「乙」 ⑩ 残価を明記する必要がある理由について、ご教示いただけますでしょうか。 ⑪ 仕様書 4 に記載の「フロアマット (キャビン内全部)」について、1 列目から 3 列目までの乗員スペースを対象とし、荷室 (ラゲッジスペース) は対象外との認識でよろしいでしょうか。 ⑫ 仕様書 4 テレビ視聴に関しまして、視聴可能な場合、NHK の受信契約が必要となりますが、よろしいでしょうか (リース料算入不可)。 ⑬ 仕様書 11 (8) 車体表示抹消費用に関しまして、具体的にどのような費用でしょうか。返却後の想定の場合、リース料に含むことはできません。	⑧ 連絡先が表示されていればどの方法でも構いません。 ⑨ 第 14 条 (4) は誤記ではありませんが、第 20 条 2 と第 22 条は誤記のため、甲を賃借人、乙を賃貸人に修正して掲載しなおします。 ⑩ 残価は課内で検討した結果、不要と判断しましたので項目を削除します。 ⑪ 荷室 (ラゲッジスペース) は対象外です。 ⑫ テレビ視聴は不要なため、文言を「テレビ視聴機能は除外すること」に修正しました。視聴できない車両の選定及び納入をお願いします。 ⑬ 「近江八幡市」のネーム入れの削除を想定しています。費用が発生する場合、月々のリース料に加算してください。
---	--

担当 : 近江八幡市 総務部 管財課
TEL : 0748-36-5525
FAX : 0748-32-3237